

船舶設備規程等の一部を改正する省令について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS 条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国においても船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づいて関係省令に取り入れ、安全規制を実施している。

今般、IMO において浸水警報装置の設置義務化対象船舶の拡大等を目的として SOLAS 条約附属書の改正案が採択され、同附属書が令和 6 年 1 月 1 日に発効が予定されることに伴い、当該改正の内容を担保するため、下記の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船舶設備規程（昭和 9 年通信省令第 6 号）の一部改正

- ・複数の貨物倉を有する新造の貨物船（バルクキャリア及びタンカーを除く）の各貨物倉への浸水警報装置の設置を義務化する。
- ・総トン数 3,000 トン以上の新造船に対して、係船設備の設置及び当該係船設備の情報（選定及び配置）を記載した説明書の船内への備え置きを義務化する。
- ・各水域に応じた無線電信等の規定について、インマルサット等直接印刷電信をインマルサット等データ通信設備へ変更し、MF/HF 直接印刷電信を除外する。
- ・A 3 水域を航行する船舶に搭載する無線電信等の要件について、HF 無線電話、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置を除外し、インマルサット等データ通信設備の備え置きを義務化する。

（2）船舶区画規程（昭和 27 年運輸省令第 97 号）の一部改正

- ・船首隔壁を貫通する弁について、遠隔操作可能な弁とすることを義務化する。
- ・船内における灰棄筒、ちり棄筒等の開口に関する規定を削除する。
- ・国際航海に従事する旅客船に備える船舶職員の小冊子について、損傷時の復原性の計算に関する事項を含むよう義務化する。

（3）救命艇手規則（昭和 37 年運輸省令第 47 号）の一部改正

- ・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の技術要件の変更に伴い当該装置の名称を変更する。

（4）船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）の一部改正

- ・無線設備の保守等の要件のうち、インマルサット等直接印刷電信をインマルサット等データ通信設備へ変更し、MF/HF 直接印刷電信を除外する。
- ・A 3 水域の定義を変更する。
- ・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の技術要件の変更に伴い当該装置の名称を変更する。

（5）船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）の一部改正

- ・自由降下式救命艇について、5 ノットまでの速力で前進している船舶からの進水及びえい航に耐える要件を免除する。
- ・2 つの独立した推進装置を備えた救命艇の艀装品について、単漕式のオール、トール・ピン及びクラッチの備え付けを免除する。
- ・貨物船に搭載する救助艇であって救命艇と兼用しないもの（艀装品を含めた質量が 700kg 以下のものに限る。）の進水装置について、新たに手動式のものを

認める。

- ・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の名称及び技術要件を変更する。

(6) 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和 40 年運輸省令第 39 号）の一部改正

- ・GMDSS 関連機器の技術基準等の変更に伴い旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び高速船安全証書の書式を一部改正する。

(7) 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 48 年運輸省令第 49 号）の一部改正

- ・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の技術要件の変更に伴い当該装置の名称を変更する。

(8) 船舶等型式承認規則（昭和 48 年運輸省令第 50 号）の一部改正

- ・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の技術要件の変更に伴い当該装置の名称を変更する。

(9) 小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）の一部改正

- ・小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の名称及び技術要件を変更する。
- ・A 4 水域又は A 3 水域を航行する小型船舶に備え付ける HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置の代替として備え付けが認められている無線電信等の規定について、インマルサット等直接印刷電信をインマルサット等データ通信設備へ変更する。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 5 年 12 月 28 日
施 行：令和 6 年 1 月 1 日

○国土交通省令第九十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第四条第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（係船設備） 第百二十七条の二 総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶には、管海官庁が適当と認める係船設備を備えなければならない。 （係船設備に関する説明書） 第百二十七条の三 前条の船舶には、同条の規定により備える係船設備の選定、配置その他の安全を確保するための措置に関する説明書を備え置かなければならない。		（新設） （新設）	

(デジタル選択呼出装置)
第四百四十六條の三十八の二 (略)

2 A4水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出装置(HFで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(デジタル選択呼出聴守装置)
第四百四十六條の三十八の四 (略)

2 A4水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出聴守装置(HFで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(浸水警報装置)
第四百四十六條の四十八の二

次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一・二 (略)

三 外洋航行船(旅客船及び限定近海貨物船を除く。)であつて複数の貨物倉を有するもの(船舶区画規程第一百五條の規定により浸水警報装置を備える船舶及びタンカーを除く。)(非常電源)

第二百九十九條 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備(A2水域及びA1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。))を航行するものを除く。)にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。)に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一・五 (略)

六 MFデジタル選択呼出装置、MFデジタル選択呼出聴守装置及びMF無線電話

七 インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備(以下「インマルサット等データ通信設備」という。))及びインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話(以下「インマルサット等無線電話」という。))

八 HFデジタル選択呼出装置、HFデジタル選択呼出聴守装置及びHF無線電話

九 船舶安全法施行規則第六十條の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ (略)

(デジタル選択呼出装置)
第四百四十六條の三十八の二 (略)

2 A4水域又はA3水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出装置(HFで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、第三百十一條の二十二第一項第二号の規定によりインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信(以下「インマルサット等直接印刷電信」という。))又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話(以下「インマルサット等無線電話」という。))を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(デジタル選択呼出聴守装置)
第四百四十六條の三十八の四 (略)

2 A4水域又はA3水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出聴守装置(HFで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、第三百十一條の二十二第一項第二号の規定によりインマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(浸水警報装置)
第四百四十六條の四十八の二

次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(非常電源)
第二百九十九條 (略)

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備(A2水域及びA1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。))を航行するものを除く。)にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。)に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一・五 (略)

六 MFデジタル選択呼出装置、MFデジタル選択呼出聴守装置、MF直接印刷電信及びMF無線電話

七 インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

八 HFデジタル選択呼出装置、HFデジタル選択呼出聴守装置、HF直接印刷電信及びHF無線電話

九 船舶安全法施行規則第六十條の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ (略)

備考 (略)	国際航海旅客船等以外の船舶	イ H F 無線電話 ロ・ハ (略)	区 分	無 線 電 信 等
	国際航海旅客船等	イ (削る) ロ・ハ (略)		

ロ M F デジタル選択呼出装置、M F デジタル選択呼出聴守装置及び M F 無線電話

ハ インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話

二 H F デジタル選択呼出装置、H F デジタル選択呼出聴守装置及び H F 無線電話

十、四十一 (略)

3、6 (略)

(補助電源)

第三百一条の二 (略)

2 前項の規定により備える補助電源は、次に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める設備に対し給電することができるものであつて当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一 A 2 水域又は A 1 水域のみ (湖川を含む) を航行する船舶 (A 1 水域のみ (湖川を含む) を航行するものを除く) 次に掲げる設備

イ V H F デジタル選択呼出装置及び V H F 無線電話

ロ M F デジタル選択呼出装置及び M F 無線電話

ハ 船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

(1) V H F デジタル選択呼出装置及び V H F 無線電話

(2) M F デジタル選択呼出装置及び M F 無線電話

(3) インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話

(4) H F デジタル選択呼出装置及び H F 無線電話

二 その他管海官庁が必要と認める設備

二 A 1 水域のみ (湖川を含む) を航行する船舶 前号イ、ハ及び二に掲げる設備

三 前二号以外の船舶 次に掲げる設備

イ 第一号に掲げる設備

ロ インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話

ハ H F デジタル選択呼出装置及び H F 無線電話

3 (略)

(無線電信等の施設)

第三百十一条の二十二 船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ) を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 A 4 水域を航行する船舶

備考 (略)	国際航海旅客船等以外の船舶	イ H F 直接印刷電信又は H F 無線電話 ロ・ハ (略)	区 分	無 線 電 信 等
	国際航海旅客船等	イ H F 直接印刷電信 ロ・ハ (略)		

ロ M F デジタル選択呼出装置、M F デジタル選択呼出聴守装置、M F 直接印刷電信及び M F 無線電話

ハ インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

二 H F デジタル選択呼出装置、H F デジタル選択呼出聴守装置、H F 直接印刷電信及び H F 無線電話

十、四十一 (略)

3、6 (略)

(補助電源)

第三百一条の二 (略)

2 前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備 (A 2 水域又は A 1 水域のみ (湖川を含む) を航行する船舶 (A 1 水域のみ (湖川を含む) を航行するものを除く) にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、A 1 水域のみ (湖川を含む) を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く) に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一 V H F デジタル選択呼出装置及び V H F 無線電話

二 M F デジタル選択呼出装置、M F 直接印刷電信及び M F 無線電話

三 インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

四 H F デジタル選択呼出装置及び H F 無線電話

五 船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ V H F デジタル選択呼出装置及び V H F 無線電話

ロ M F デジタル選択呼出装置及び M F 無線電話

ハ インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話

二 H F デジタル選択呼出装置及び H F 無線電話

六 その他管海官庁が必要と認める設備

3 (略)

(無線電信等の施設)

第三百十一条の二十二 船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ) を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 A 4 水域を航行する船舶

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	無 線 電 信 等
国際航海旅客船等	イ インマルサット等データ通信設備
	ロ・ハ（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (削る) (1) インマルサット等データ通信設備 (2) ロ・ハ（略）

三 A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	無 線 電 信 等
(略)	(略)

備考
一 MF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、HF無線電話、インマルサット等データ通信設備、インマルサット等無線電話又は告示で定める無線電話であつて常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあつては、HF無線電話、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に限る。）を備えなければならない。

二・三（略）

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	無 線 電 信 等
国際航海旅客船等	イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1) HF直接印刷電信、HF無線電話及びMF直接印刷電信 (2) インマルサット等直接印刷電信 ロ・ハ（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1)から(4)までのいずれかの無線電信等 (1) HF直接印刷電信 (2) HF無線電話 (3) インマルサット等直接印刷電信 (4) ロ・ハ（略）

三 A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区 分	無 線 電 信 等
(略)	(略)

備考
一 MF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話、MF直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であつて常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあつては、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話又はMF直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。

二・三（略）

四・五（略）
2・3（略）

四・五（略）
2・3（略）

（船舶区画規程の一部改正）
第二条 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一編（略）

第二編 旅客船に関する規定

第一章（第四章（略）

第五章 暴露部における開口（第五十七条―第六十四条の三）

第六章（第十章（略）

第三編（第六編（略）

附則

（船首隔壁における開口）

第四十九条 船首隔壁には、人孔、出入口その他の開口を設けてはならない。ただし、船首タンク内の水その他の液体を注入し、排出するための管を一個に限り、これを貫通して設けることができる。この場合において、管には、隔壁甲板の上方において操作することができる弁を船首隔壁に取り付けなければならない。

2・3（略）

（削る）

第六十四条（第六十四条の三）（略）

（復原性計算機等）

第二百二条（略）

2 前項の旅客船には、前項各号のいずれかの措置に関する事項を記載した資料を船舶職員用のに供するために備えなければならない。

第二百二条の三（略）

2 前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあつては、第二章、第四章、第二百二条の十三から第二百二条の十三の六まで、第二百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

3 第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあつては、第二章、第二百二条の七の二から第二百二条の九の二まで、第四章、第二百二条の十三から第二百二条の十三の六まで、第二百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

（船首隔壁における開口）

第二百二条の十の二 第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

目次

第一編（略）

第二編 旅客船に関する規定

第一章（第四章（略）

第五章 暴露部における開口（第五十七条―第六十四条の四）

第六章（第十章（略）

第三編（第六編（略）

附則

（船首隔壁における開口）

第四十九条 船首隔壁には、人孔、出入口その他の開口を設けてはならない。ただし、船首タンク内の水その他の液体を注入し、排出するための管を一個に限り、これを貫通して設けることができる。この場合において、管には、貨物を積載する場所以外の容易に接近することができる場所において船首隔壁にねじこみ弁を取り付ける場合を除き、隔壁甲板の上方において操作することができるねじこみ弁を船首タンク内において船首隔壁に取り付けなければならない。

2・3（略）

（灰棄筒、ちり棄筒等）

第六十四条 灰棄筒、ちり棄筒等の船内における開口には、ふたを設けなければならない。

2 前項の開口が隔壁甲板下にあるときは、その開口のふたは水密に閉鎖できるものであり、かつ、最高区画喫水より上方の容易に接近することができる場所において、灰棄筒、ちり棄筒等に自動不還弁を取り付けなければならない。

第六十四条の二（第六十四条の四）（略）

（復原性計算機等）

第二百二条（略）

（新設）

第二百二条の三（略）

2 前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあつては、第二章、第四章、第二百二条の十三から第二百二条の十三の七まで、第二百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

3 第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあつては、第二章、第二百二条の七の二から第二百二条の九の二まで、第四章、第二百二条の十三から第二百二条の十三の七まで、第二百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

（船首隔壁における開口）

第二百二条の十の二 第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「ねじこみ弁」とあるのは「ねじこみ弁又は管海官庁が適当と認める弁」と、「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(削る) （損傷時の水密性の確保） 第二百二条の十四 第六十四条及び第六十四条の二の規定は、貨物船の損傷時の水密性の確保について準用する。 （航行中接近することができる開口） 第二百二条の十五 第六十四条の三の規定は、貨物船の航行中接近することができる開口について準用する。	
（救命艇手規則の一部改正） 第三条 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
別表（第十三条関係） 一〇十八（略） 十九 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十一～三十（略）	
（船舶安全法施行規則の一部改正） 第四条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。	
改正後	改正前
（定義） 第一条（略） 二～十一（略） 12 この省令において「A3水域」とは、当該水域においてインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務のデータ通信設備（以下「インマルサット等データ通信設備」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1水域及びA2水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。 13～16（略） （無線設備の保守等） 第六十条の五 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナプテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周波数で送信及び受信を	（灰棄筒、ちり棄筒等） 第二百二条の十三の七 第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。 （損傷時の水密性の確保） 第二百二条の十四 第六十四条の二及び第六十四条の三の規定は、貨物船の損傷時の水密性の確保について準用する。 （航行中接近することができる開口） 第二百二条の十五 第六十四条の四の規定は、貨物船の航行中接近することができる開口について準用する。 別表（第十三条関係） 一〇十八（略） 十九 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 二十一～三十（略） （定義） 第一条（略） 二～十一（略） 12 この省令において「A3水域」とは、当該水域においてインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1水域及びA2水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。 13～16（略） （無線設備の保守等） 第六十条の五 船舶所有者は、次の各号に掲げる船舶（法第四条第一項ただし書及び第二項並びに第三十二条ノ二の規定により無線電信等を施設することを要しない船舶を除く。）に備える無線設備（無線電信等並びに救命設備（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置に限る。）及び航海用具（ナプテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、無線電話遭難周

するための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。以下同じ。について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

255 (略)

(設備の二重化)

第六十条の六 前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 A4水域を航行する船舶

区 分	予 備 の 無 線 設 備
国際航海旅客船等	イ H F無線電話、H Fデジタル選択呼出装置、H Fデジタル選択呼出聴守装置、M F無線電話、M Fデジタル選択呼出装置及びM Fデジタル選択呼出聴守装置 ロ (略)
国際航海旅客船等以外の船舶	イ H F無線電話、H Fデジタル選択呼出装置及びH Fデジタル選択呼出聴守装置 ロ (略)

備考

一 (略)

二 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備(V H F無線設備を除く。については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備に代えることができる。

三 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備(V H F無線設備を除く。については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に代えることができる。

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)

国際航海旅客船等

イ (1)又は(2)のいずれかの無線設備
(1) H F無線電話、H Fデジタル選択呼出装置、H Fデジタル選択呼出聴守装置、M F無線電話、

波数で送信及び受信するための設備、無線電話遭難周波数聴守受信機、デジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出聴守装置に限る。以下同じ。について、それぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

255 (略)

(設備の二重化)

第六十条の六 前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 A4水域を航行する船舶

区 分	予 備 の 無 線 設 備
国際航海旅客船等	イ H F直接印刷電信、H F無線電話、H Fデジタル選択呼出装置、H Fデジタル選択呼出聴守装置、M F直接印刷電信、M F無線電話、M Fデジタル選択呼出装置及びM Fデジタル選択呼出聴守装置 ロ (略)
国際航海旅客船等以外の船舶	イ (1)又は(2)のいずれかの無線設備 (1) H F直接印刷電信、H Fデジタル選択呼出装置及びH Fデジタル選択呼出聴守装置 (2) H F無線電話、H Fデジタル選択呼出装置及びH Fデジタル選択呼出聴守装置 ロ (略)

備考

一 (略)

二 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備(V H F無線設備を除く。については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信(以下「インマルサット等直接印刷電信」という。)に代えることができる。

三 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備(V H F無線設備を除く。については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等直接印刷電信又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話(以下「インマルサット等無線電話」という。)に代えることができる。

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)

国際航海旅客船等

イ (1)又は(2)のいずれかの無線設備
(1) H F直接印刷電信、H F無線電話、H Fデジタル選択呼出装置、H Fデジタル選択呼出聴守装置、

2 四
(略) (略)

	国際航海旅客船等以外の船舶	MFデジタル選択呼出装置及びMFデジタル選択呼出聴守装置
備考 (略)	イ (1)から(3)までのいずれかの無線設備 (1) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等データ通信設備 (3) インマルサット等無線電話 (削る) (略)	
三 A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)	を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)) を航行するものを除く。)	
区分	予備の無線設備	
すべての船舶	イ (1)から(4)までのいずれかの無線設備 (削る) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) インマルサット等データ通信設備 ロ (略)	
備考	一 国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等(船舶設備規程第三百十一条の二十二第二項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。)(インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話を除く。又はMF無線電話(常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。))を備えることができる。 イ・ロ (略)	
二 (略)		

2 四
(略) (略)

国際航海旅客船等以外の船舶	ロ (2) インマルサット等直接印刷電信 (略) 装置、MF直接印刷電信、MF無線電話、MFデジタル選択呼出装置及びMFデジタル選択呼出聴守装置
備考 (略)	イ (1) から(4)までのいずれかの無線設備 (1) HF直接印刷電信、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) HF無線電話、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (3) インマルサット等直接印刷電信 (4) インマルサット等無線電話 ロ (略)
三 A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A1水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）	予備の無線設備
区分	イ (1) から(5)までのいずれかの無線設備 (1) HF直接印刷電信、HFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置 (2) インマルサット等直接印刷電信 (3) インマルサット等無線電話 (4) インマルサット等無線電話 (5) インマルサット等無線電話 ロ (略)
備考 一 国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一條の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話を除く。）又はMF無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。 イ・ロ (略) 二 (略)	

別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）

(略)			
製造に係る予備検査	(略)		
	<u>浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	17,100円
	<u>非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	16,900円
	<u>小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	12,700円
	(略)		
(略)			

備考（略）

別表第1の2（第66条関係）

(略)			
製造に係る予備検査	(略)		
	<u>浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	16,900円
	<u>非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	16,700円
	<u>小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	12,500円
	(略)		
(略)			

備考（略）

別表第2（第66条関係）

(略)			
製造に係る予備検査	(略)		
	<u>浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	15,300円
	<u>非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	15,100円
	<u>小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	11,100円
	(略)		
(略)			

備考（略）

別表第1（第22条、第65条の6、第66条関係）

(略)			
製造に係る予備検査	(略)		
	<u>浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	17,100円
	<u>非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	16,900円
	<u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	12,700円
	(略)		
(略)			

備考（略）

別表第1の2（第66条関係）

(略)			
製造に係る予備検査	(略)		
	<u>浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	16,900円
	<u>非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	16,700円
	<u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	12,500円
	(略)		
(略)			

備考（略）

別表第2（第66条関係）

(略)			
製造に係る予備検査	(略)		
	<u>浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	15,300円
	<u>非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	15,100円
	<u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	1 個につき	11,100円
	(略)		
(略)			

備考（略）

別表第 2 の 2 (第 66 条関係)

(略)	
製造に係する予備検査	(略)
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1 個につき 15,100 円
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1 個につき 14,900 円
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1 個につき 10,900 円
(略)	

備考 (略)

別表第 2 の 2 (第 66 条関係)

(略)	
製造に係する予備検査	(略)
浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1 個につき 15,100 円
非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1 個につき 14,900 円
小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1 個につき 10,900 円
(略)	

備考 (略)

第五條 船舶救命設備規則の一部改正

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(救命設備の分類)		(救命設備の分類)	
第二条 救命設備を次のとおり分類する。		第二条 救命設備を次のとおり分類する。	
一 (略)		一 (略)	
二 信号装置		二 信号装置	
イ リ (略)		イ リ (略)	
又 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		又 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	
ル 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		ル 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	
ヨ ネ (略)		ヨ ネ (略)	
三 (略)		三 (略)	
(救命艇の艀装品)		(救命艇の艀装品)	
第十四条 (略)		第十四条 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
4 第一項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇及び二の独立した推進装置を備える救命艇には、 <u>單漕式</u> のオール、 <u>トル・ピン及びクラッチ</u> を備え付けることを要しない。		4 第一項の規定にかかわらず、自由降下式救命艇には、 <u>單漕式</u> のオール及びトル・ピン又はクラッチを備え付けることを要しない。	

(浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

第三十九条 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

二 非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

三 九 (略)

十 適正に作動することが衛星を利用することなく確認できるものであること。

十一 十二 (略)

(非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

第三十九条の二 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 非常の際に衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二 前条第二号、第四号、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる要件

(リーダー・トランスポンダー)

第四十条 レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 七 (略)

八 第八条第四号並びに第三十九条第五号、第八号及び第十一号に掲げる要件

(搜索救助用位置指示送信装置)

第四十条の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 第八条第四号、第三十九条第五号、第八号及び第十一号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

(持運び式双方向無線電話装置)

第四十一条 持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 十三 (略)

十四 第三十九条第十一号及び第四十条第二号に掲げる要件

(固定式双方向無線電話装置)

第四十一条の二 固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 二 (略)

三 第三十九条第十一号、第四十条第二号並びに前条第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる要件

(救命艇揚卸装置)

第四十四条 (略)

2 自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 前項第七号及び第八号に掲げる要件

(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

第三十九条 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

(新設)

二 八 (略)

九 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。

十 十一 (略)

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

第三十九条の二 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 非常の際に極軌道衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二 前条第三号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる要件

(リーダー・トランスポンダー)

第四十条 レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 七 (略)

八 第八条第四号並びに第三十九条第四号、第七号及び第十号に掲げる要件

(搜索救助用位置指示送信装置)

第四十条の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 第八条第四号、第三十九条第四号、第七号及び第十号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

(持運び式双方向無線電話装置)

第四十一条 持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 十三 (略)

十四 第三十九条第十号及び第四十条第二号に掲げる要件

(固定式双方向無線電話装置)

第四十一条の二 固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 二 (略)

三 第三十九条第十号、第四十条第二号並びに前条第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる要件

(救命艇揚卸装置)

第四十四条 (略)

2 自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

四 前項第三号、第七号及び第八号に掲げる要件

(救助艇揚卸装置)

第四十六条の二 (略)

- 2 質量が艀^き装品を含めて七百キログラムを超えない一般救助艇を取り付ける救助艇揚卸装置(旅客船に備え付けるものを除く。)であつて管海官庁が適当と認める性能のものについては、前項第九号(第四十四条第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 (略)

(浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第七十七条 第二種船又は第四種船であつて次に掲げるもの以外のもの、第一種船及び第三種船には、一個の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。

一 三 (略)

(非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第七十七条の二 前条に規定する船舶には、一個の非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるよう積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。

- 2 極海域を航行する第一種船等(総トン数五百トン以上の船舶及び総トン数五百トン未満の旅客船に限る。以下「極海域航行船」という。)には、当該船舶に備え付ける救命艇及び救助艇の数と同数の非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(再帰反射材)

- 第八十条の二 第一種船等に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇、救命浮環、救命胴衣、イマーシオン・スーツ、救命いかだ支援艇及び浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置には、管海官庁の適当と認める方法により再帰反射材を取り付けなければならない。

(浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第九十五条 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に救命艇又は救命いかだに運ぶことができ、かつ、船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けなければならない。ただし、管海官庁が船舶の大きさ等を考慮し、その積付けが困難と認める場合には、非常の際に救命艇又は救命いかだのいずれか一隻に運ぶことができるように、船橋その他の適当な場所に積み付けることができる。

(非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第九十五条の二 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、船橋その他適当な場所に積み付けなければならない。

(救助艇揚卸装置)

第四十六条の二 (略)

(新設)

2 (略)

(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第七十七条 第二種船又は第四種船であつて次に掲げるもの以外のもの、第一種船及び第三種船には、一個の浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。

一 三 (略)

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第七十七条の二 前条に規定する船舶には、一個の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を船橋その他適当な場所に積み付け、又は当該場所から遠隔操作することができるよう積み付けるもの及び管海官庁が設備等を考慮して差し支えないと認める船舶については、この限りでない。

- 2 極海域を航行する第一種船等(総トン数五百トン以上の船舶及び総トン数五百トン未満の旅客船に限る。以下「極海域航行船」という。)には、当該船舶に備え付ける救命艇及び救助艇の数と同数の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(再帰反射材)

- 第八十条の二 第一種船等に備え付ける救命艇、救命いかだ、救命浮器、救助艇、救命浮環、救命胴衣、イマーシオン・スーツ、救命いかだ支援艇及び浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置には、管海官庁の適当と認める方法により再帰反射材を取り付けなければならない。

(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第九十五条 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、非常の際に救命艇又は救命いかだに運ぶことができ、かつ、船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けなければならない。ただし、管海官庁が船舶の大きさ等を考慮し、その積付けが困難と認める場合には、非常の際に救命艇又は救命いかだのいずれか一隻に運ぶことができるように、船橋その他の適当な場所に積み付けることができる。

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

- 第九十五条の二 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、船橋その他適当な場所に積み付けなければならない。

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)

第 八 条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																
第1号様式（第2条関係） 番号 第 号 Certificate No. _____ 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE (略) この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY : 1～2.4 (略) 2.5 この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。 the ship was provided with <u>a line-throwing appliance</u> in accordance with the requirements of the Convention ; 2.6 (略) 2.7 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。 <u>the provision and functioning</u> of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention ; 2.8～3 (略) (略) 旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) (略) 2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES <table><tr><td>1～12 (略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	1～12 (略)				第1号様式（第2条関係） 番号 第 号 Certificate No. _____ 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE (略) この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY : 1～2.4 (略) 2.5 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。 the ship was provided with <u>a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances</u> in accordance with the requirements of the Convention ; 2.6 (略) 2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。 <u>the functioning</u> of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention ; 2.8～3 (略) (略) 旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) (略) 2 救命設備の詳細 DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES <table><tr><td>1～12 (略)</td><td></td></tr><tr><td>13 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances</td><td></td></tr><tr><td>13.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices</td><td></td></tr><tr><td>13.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)</td><td>_____</td></tr><tr><td>13.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)</td><td>_____</td></tr><tr><td>13.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus</td><td>_____</td></tr></table>	1～12 (略)		13 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances		13.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices		13.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	_____	13.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	_____	13.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	_____
1～12 (略)																	
1～12 (略)																	
13 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances																	
13.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices																	
13.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	_____																
13.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	_____																
13.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	_____																

3 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.4 (略)	
2 船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	
3 海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	
4 衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	
5 双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1 持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.2 救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	
6 捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1 救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	
6.2 救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	
6.3 救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	

3 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.3.4 直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	
1.4 (略)	
2 警報のための補助手段 Secondary means of alerting	
3 海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1 ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	
3.2 高度集団呼出受信機 EGC receiver	
3.3 HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	
4 衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1 コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	
5 VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	
6 船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	
6.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	

6.4 救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	
---	--

(略)
第1号の2様式 (第2条関係)
番号 第 号
Certificate No. _____

原子力旅客船安全証書
NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)
この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :
1～2.4 (略)
2.5 この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention ;

2.6 (略)
2.7 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention ;

2.8～2.12 (略)
(略)
旅客船の安全のための設備の記録 (様式P)
RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)

(略)
2 救命設備の詳細
DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～12 (略)	

--	--

(略)
第1号の2様式 (第2条関係)
番号 第 号
Certificate No. _____

原子力旅客船安全証書
NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)
この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :
1～2.4 (略)
2.5 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention ;

2.6 (略)
2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention ;

2.8～2.12 (略)
(略)
旅客船の安全のための設備の記録 (様式P)
RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)

(略)
2 救命設備の詳細
DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～12 (略)	
13 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
13.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
13.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	_____
13.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	_____
13.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	_____

3 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.4 (略)	
2 船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	-----
3 海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	-----
4 衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	-----
5 双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1 持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	-----
5.2 救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	-----
6 捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1 救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	-----
6.2 救命用の端艇及びいかだに積付けられた捜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	-----

3 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.3.4 直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	-----
1.4 (略)	
2 警報のための補助手段 Secondary means of alerting	-----
3 海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1 ナブテックス受信機 NAVTEX receiver	-----
3.2 高度集団呼出受信機 EGC receiver	-----
3.3 HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	-----
4 衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1 コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	-----
5 VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	-----
6 船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	-----
6.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitter (AIS-SART)	-----

6.3 救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	-----
6.4 救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	-----

(略)

第3号様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No. -----

貨物船安全設備証書
CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1~2.2 (略)

2.3 この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention ;

2.4~4 (略)

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1~10 (略)	

(略)

--	--

(略)

第3号様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No. -----

貨物船安全設備証書
CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1~2.2 (略)

2.3 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention ;

2.4~4 (略)

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1~10 (略)	
11 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
11.1 搜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
11.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	-----
11.1.2 搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	-----
11.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	-----

(略)

第4号様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No. _____

貨物船安全無線証書
CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1～2. 1 （略）

2. 2 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention.

3 （略）

（略）

貨物船の安全のための無線設備の記録（様式R）
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

（略）

2 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1. 3. 3 （略）	
1. 4 （略）	
2 船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	_____
3 海上安全情報及び捜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	_____

第4号様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No. _____

貨物船安全無線証書
CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE

（略）

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1～2. 1 （略）

2. 2 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention.

3 （略）

（略）

貨物船の安全のための無線設備の記録（様式R）
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

（略）

2 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1. 3. 3 （略）	
1. 3. 4 直接印刷電信 Direct-printing telegraphy	_____
1. 4 （略）	
2 警報のための補助手段 Secondary means of alerting	_____
3 海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3. 1 ナプテックス受信機 NAVTEX receiver	_____
3. 2 高度集団呼出受信機 EGC receiver	_____
3. 3 HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	_____

4	衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	-----
5	双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1	持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	-----
5.2	救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	-----
6	搜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた搜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	-----
6.2	救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	-----
6.3	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	-----
6.4	救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	-----

3～3.3 (略)
(略)
第5号様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No. _____

貨物船安全証書
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)
この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :
1～2.5 (略)

4	衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	-----
5	VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	-----
6	船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1	レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	-----
6.2	搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitter (AIS-SART)	-----

3～3.3 (略)
(略)
第5号様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No. _____

貨物船安全証書
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)
この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :
1～2.5 (略)

- 2.6 この船舶が救命索発射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention ;

- 2.7 (略)

- 2.8 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention ;

- 2.9～4 (略)

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式C)

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～10 (略)	

3 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.4 (略)	
2 船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	

- 2.6 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention ;

- 2.7 (略)

- 2.8 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention ;

- 2.9～4 (略)

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式C)

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1～10 (略)	
11 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
11.1 捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	
11.1.1 レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	
11.1.2 捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART)	
11.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	

3 無線設備の詳細

DETAILS OF RADIO FACILITIES

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.3.4 直接印刷電信 Direct-printing telegraphy	
1.4 (略)	
2 警報のための補助手段 Secondary means of alerting	

3	海上安全情報及び搜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	-----
4	衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	-----
5	双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	
5.1	持ち運び式双方向VHF無線電話装置 Portable two-way VHF radiotelephone apparatus	-----
5.2	救命用の端艇及びいかだ固定式双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus fitted in survival craft	-----
6	搜索及び救助のための位置標示に係る設備 Search and rescue locating devices	
6.1	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた搜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed for rapid placement in survival craft	-----
6.2	救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (radar SART) stowed in survival craft	-----
6.3	救命用の端艇及びいかだへ迅速に配置できるように積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed for rapid placement in survival craft	-----
6.4	救命用の端艇及びいかだに積付けられた搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS-SART) stowed in survival craft	-----

(略)

3	海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1	ナプテックス受信機 NAVTEX receiver	-----
3.2	高度集団呼出受信機 EGC receiver	-----
3.3	HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	-----
4	衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	-----
5	VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	-----
6	船舶の搜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating device	
6.1	レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponder (SART)	-----
6.2	搜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitter (AIS-SART)	-----

(略)

第6号の2様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No. _____高速船安全証書
HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

高速船安全証書の設備の記録
RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

2 救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1～10.2 (略)	

3 航行システム及び航海設備の詳細

Details of navigational systems and equipment

1.1～15 (略)	
16 船舶長距離識別追跡装置 Long-range identification and tracking system	_____
17 航海情報記録装置 (VDR) Voyage data recorder (VDR)	_____

4 無線設備の詳細

Details of radio facilities

項 目 Item	支給状況 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.4 (略)	
2 船舶・陸上間遭難警報発信の補助手段 Secondary means of initiating the transmission of ship-to-shore distress alerts	_____

第6号の2様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No. _____高速船安全証書
HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

高速船安全証書の設備の記録
RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

2 救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1～10.2 (略)	
11 救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
11.1 レーダー・トランスポンダーの数 Number of radar transponders	_____
11.2 双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	_____

3 航行システム及び航海設備の詳細

Details of navigational systems and equipment

1.1～15 (略)	
16 航海情報記録装置 (VDR) Voyage data recorder (VDR)	_____

4 無線設備の詳細

Details of radio facilities

項 目 Item	支給状況 Actual provision
1～1.3.3 (略)	
1.3.4 直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	_____
1.4 (略)	
2 警報のための補助手段 Secondary means of alerting	_____

3	海上安全情報及び搜索救助関連情報の受信設備 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	-----
4	衛星利用非常用位置指示無線標識装置 EPIRB	-----
5	双方向VHF無線電話装置 Two-way VHF radiotelephone apparatus	-----
6	レーダー・トランスポンダーもしくは搜索救助用位置指示送信装置 Radar SART or AIS-SART	-----
7	121.5及び123.1メガヘルツ双方向無線通信 Two-way on-scene radiocommunications 121.5MHz & 123.1MHz	-----
5～5.3 (略)		

3	海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1	ナプテックス受信機 NAVTEX receiver	-----
3.2	高度集団呼出受信機 EGC receiver	-----
3.3	HF直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	-----
4	衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	-----
4.2	インマルサット Inmarsat	-----
5	VHF非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	-----
6	船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder	-----
5～5.3 (略)		

(船舶安全法の規定に基づき事業場の認定に関する規則の一部改正)

第七条 船舶安全法の規定に基づき事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一、十四 (略) 十五 <u>浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> 十六 <u>非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> 十七 <u>小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> 十八、二十四 (略) 2・3 (略)	第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一、十四 (略) 十五 <u>浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> 十六 <u>非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> 十七 <u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u> 十八、二十四 (略) 2・3 (略)

別表第3（第21条関係）

区 分	設 備
(略)	(略)
<u>非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置</u>	1・2 （略） 3 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備

別表第4（第21条関係）

区 分	設 備
(略)	(略)
<u>非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置</u>	1 作動試験に必要な次の設備 イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗 ロ （略） ハ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救

別表第3（第21条関係）

区 分	設 備
(略)	(略)
<u>非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置</u>	1・2 （略） 3 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備を行うために必要な設備

別表第4（第21条関係）

区 分	設 備
(略)	(略)
<u>非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置</u>	1 作動試験に必要な次の設備 イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗 ロ （略） ハ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、

	助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロスコープ ニ (略) ホ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機 ヘ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップウォッチ ト・チ (略) リ 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ ヌ (略) 2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備	
	小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロスコープ ニ (略) ホ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機 ヘ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップウォッチ ト・チ (略) リ 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ ヌ (略) 2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備	

(船舶等型式承認規則の一部改正)

第八条 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第一（第3条、第29条関係）				別表第一（第3条、第29条関係）			
型式承認及び検定		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)	型式承認及び検定		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	<u>浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	161,600	1 個につき 6,400		<u>浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	161,600	1 個につき 6,400
	<u>非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	160,600	1 個につき 6,400		<u>非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	160,600	1 個につき 6,400
	<u>小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	128,600	1 個につき 4,550		<u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	128,600	1 個につき 4,550
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
別表第一の二（第29条関係）				別表第一の二（第29条関係）			
型式承認及び検定		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)	型式承認及び検定		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	<u>浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	161,400	1 個につき 6,300		<u>浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	161,400	1 個につき 6,300
	<u>非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	160,400	1 個につき 6,300		<u>非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	160,400	1 個につき 6,300
	<u>小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	128,400	1 個につき 4,500		<u>小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置</u>	128,400	1 個につき 4,500
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

別表第二（第29条関係）

		検定（単位：円）
検定	（略）	（略）
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,600
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,500
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 4,000
	（略）	（略）

別表第二の二（第29条関係）

		検定（単位：円）
検定	（略）	（略）
	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,500
	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,500
	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 3,900
	（略）	（略）

別表第二（第29条関係）

		検定（単位：円）
検定	（略）	（略）
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,600
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,500
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 4,000
	（略）	（略）

別表第二の二（第29条関係）

		検定（単位：円）
検定	（略）	（略）
	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,500
	非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 5,500
	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	1個につき 3,900
	（略）	（略）

（小型船舶安全規則の一部改正）

第九条 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置）		（小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）	
第五十七条の三 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。		第五十七条の三 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
一 非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に発信できるものであること。		一 非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に発信できるものであること。	
二・七 （略）		二・七 （略）	
八 適正に作動することが衛星を利用することなく確認できるものであること。		八 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。	
九・十 （略）		九・十 （略）	
（救命設備の備付数量）		（救命設備の備付数量）	
第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。		第五十八条 近海以上の航行区域を有する小型船舶には、次に掲げる救命設備を備え付けなければならない。	
一～八 （略）		一～八 （略）	
九 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 一個		九 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置 一個	
十・十一 （略）		十・十一 （略）	

(船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則表第一のうち浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置であつて、非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものとして国土交通大臣が認めたもの（第三項において「特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」という。）の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則表第一のうち浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2 この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則表第一のうち小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則表第一のうち小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

3 この省令の施行日前に交付を受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

4 この省令の施行日前に交付を受けた小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

5 この省令の施行日前にした浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。